

平成 24年度から実施される個人住民税の税制改正

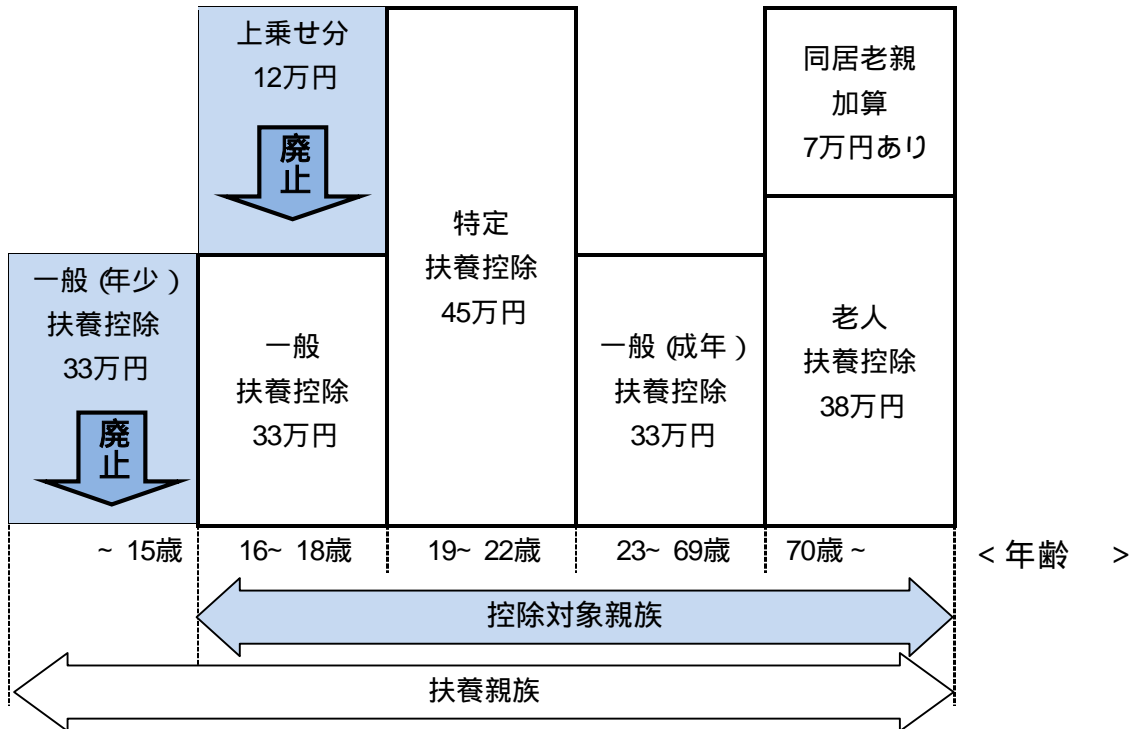
市民税 県民税の扶養控除の改正について

税制改正により、扶養控除が見直され、平成 24年度 (平成 23年分) から下記のとおりとなります。

- 0～ 15歳の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。
- 16～ 18歳の扶養親族の扶養控除額の上乗せ部分 (特定扶養親族としての控除額上乗せ :12万円) が廃止され、一般扶養控除 33万円となります。

扶養親族の 年齢	改正前 (平成 23年度まで適用)		改正後 (平成 24年度から適用)	
	扶養親族の 区分	控除額	控除対象扶養親族の 区分	控除額
0歳～ 15歳	一般の扶養親族	33万円	対象外	-
16歳～ 18歳	特定扶養親族	45万円	控除対象扶養親族	33万円
19歳～ 22歳			特定扶養親族	45万円
23歳～ 69歳	一般の扶養親族	33万円	控除対象扶養親族	33万円
70歳～	老人扶養親族	38万円	老人扶養親族	38万円

< 市 県民税の扶養控除等の全体像 >

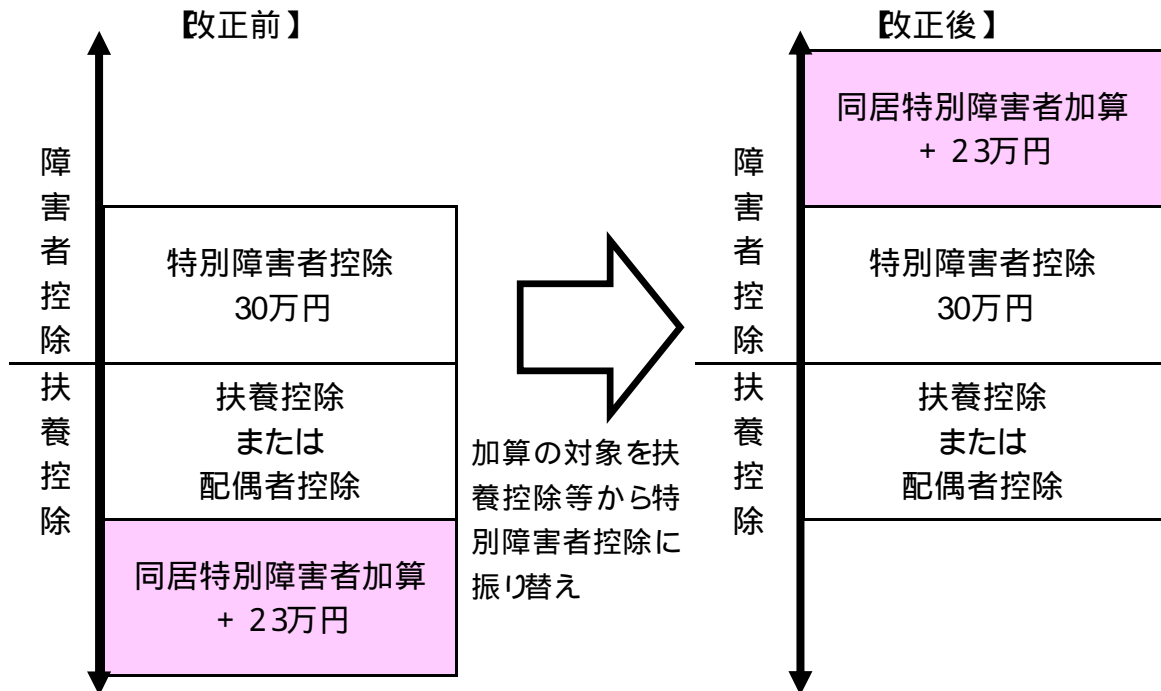


平成 24年 1月 1日時点の年齢で判断してください。

同居特別障害者加算の特例の改組について

年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算していたこれまでの方式から、特別障害者控除の額に23万円を加算する方式に変更されます。

なお、16歳未満である扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除の適用はありませんが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用になります。



寄付金税額控除の適用下限額の引き下げについて

寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。
平成23年1月1日以後に支払った寄附金から適用されます。